

第 6 回米子市下水道事業運営審議会 会議録

○開催日時 令和8年 2月26日(木) 午後 3時 00分から午後 4時 00分

○開催場所 米子市上下水道局 大会議室(3階)

○出席者

委員(敬称略・順不同)

深田 美香、港 英明、河本 六美、木村 昭代、先灘 達也、徳岡 広昭

(欠席者 青砥 美咲、生田 貴一、鷲見 渉、長田 朱里)

米子市上下水道局

下関上下水道事業管理者、石田 岳 副局長兼給排水課長、湯崎副局長兼総務課長、林副局長兼営業課長、横木経営企画課長、見山下水道施設課長、本池下水道施設課管路維持担当補佐、羽柴経営企画課財務担当補佐、富田営業課料金担当課長補佐、田中経営企画課財務担当課長補佐、伊藤下水道整備課管路維持担当課長補佐

(事務局)白須総務課総務担当課長補佐、津村調整官、森井総務課係長

○日程

2 議事

- 1 第5回米子市下水道事業運営審議会の議事概要について
- 2 答申案について
- 3 米子市生活排水対策方針(改定案)の最終案について

3 その他

○公開又は非公開の別 公開

○傍聴者数(報道関係を除く) 0名

○会議資料の有無 有

○お問合せ先

米子市上下水道局 総務課総務担当 【電話】0859-32-6112

議題1 第5回米子市下水道事業運営審議会の議事概要について
(事務局)「資料 R7-38」参照

2月2日に開催した第5回米子市下水道事業運営審議会の議事概要について資料 R7-38 をもとに確認した。

議題2 答申案について
(事務局)「資料 R7-39」参照

今までの審議会の結果を踏まえ、答申案について事務局としてとりまとめた。答申案の構成は、使用料水準及び体系、使用料算定期間、附帯意見と答申案のもととなる考え方を記載したものとなっている。

1. 使用料水準及び体系は、現行の使用料より平均 15%引き上げとする。

2. 使用料算定期間等は、令和9年度から11年度までの3年間とし、令和12年度以降の使用料については、適時、適切にその時期を逸することなく改定を検討すべきである。

3. 使用料改定はやむを得ないものであり、改定する必要があるという結論に達したが、使用料改定で使用者に負担増を求める以上は、上下水道局においても、経営改善や財政健全化に努めることが前提であり、附帯意見(1)～(5)について要望する。

次に、答申案のもととなる5項目の答申の考え方を記載。

1. 米子市の公共下水道事業は事業開始から50年以上が経過し、事業開始当初に整備した区域が大規模改修や施設更新の時期を迎えており、その一方で人口減少や高齢化社会の進展等、社会情勢が変化する中で使用料収入の大幅な増収は期待できない。農業集落排水事業についても、事業開始当初に整備した施設については、大規模修繕や施設更新の時期を迎えているうえ、小規模分散型であるため、公共下水道に比べて効率的な経営が難しく、財政基盤は脆弱であるということで、まず現状を示している。

2. 使用料改定に対する基本的な考え方について、過去の審議会の経過と今後の見込みを踏まえて示している。令和5年度の審議会では、使用料は現行どおりとするという答申であり、令和9年度以降の使用料については、適時適切にその時期を逸することなく改定を検討すべきとされていた。今回審議会を開催するにあたっては、令和6年度に改定した経営戦略を踏まえ、今後の収支見込みを改めて検討し、使用料水準及び体系について審議を行っていただいたところ。

今後の下水道事業の収支見通しについては、使用料収入の大幅な増収が期待できない反面、物価上昇や老朽化対策など費用の増加により、このまま使用料を据え置いた場合は、単年度収支において純損失が増大し、令和13年度には剰余金も枯渇する見込みになっている。

このまま下水道の収支の悪化を放置した場合には、汚水処理自体ができなくなってくる恐れがあり、下水道事業を安定的に経営していくためには、使用料の改定を実

施することがやむを得ないが、独立採算制の原則にのっとった上で、過大な使用者負担とならないよう留意すること。

3. 使用料算定期間については、公共料金であるため安定性を保つことが望まれる反面、あまり長期にわたって期間を設定することになると、先々の予測が確実かどうかということがあり、算定期間は令和9年度から11年度の3か年とする。

改定時期については、遅らせると将来の使用者の負担が増すことになるため、改定について市民への周知を行ったうえで、早期に実施することが望ましい。

なお、今後の使用料改定については、適切な時期に見直しを検討すべきである。

4. 使用料水準、改定率は、算定期間内各年度の単年度収支の黒字化を目指し、令和9年度から平均15%の増額改定とする。

5. 使用料体系について、(1)基本体系は、現行の基本使用料に累進従量制を加えた二部使用料制度を引き続き採用する。

(2)基本使用料については、高齢化や単身世帯の増加、節水機器の普及などで、基本水量の範囲内しか使用していない世帯が多数であること、上水道の基本水量が現行の下水道と同じ8 m^3 であり、この基本使用料の水量については8 m^3 のまま据え置きとする。また、固定的経費は、なるべく基本使用料で回収することが望ましいが、全部回収しようとする、基本使用料が巨額になるということになり、一般世帯の使用者負担が大きくなることから、すべての使用料水量の方が一定程度の改定率ということで、現行の1,270円から14.96%(15%程度)引き上げて1,460円とする。

(3)従量使用料及び累進度は、物価上昇や施設の老朽化に伴う維持管理費の増加により、汚水処理費の増加が見込まれることから、従量使用料を基本使用料と同様に15%引き上げる。また、直近の汚水使用料収入状況をみると、一か月当たりの汚水量が1,000 m^3 以上の事業者の使用料の金額が、全体の約17%となっている。通常、大量の排水は処理場への負荷がかかるということで、使用料対象経費の増額につながるという傾向があるため、累進従量制については、引き続き採用することが妥当である。しかしながら、大口の事業者は仮に改定率が低い場合でも、累進従量制により、金額面では実際の改定額が多額で影響が大きい、負担の公平性の観点から累進度は現行体系よりも抑えたものとした。

(4)公衆浴場は、物価統制令によって入浴料金は定めがあること、公衆衛生・最低限の生活水準の維持という、物価統制令の趣旨に添う形で浴場経営に配慮するため、公衆浴場汚水の使用料体系は現行と同じで、改定率のみ一般汚水と同様の改定率を適用する。また、温泉汚水については、旅館業は排水量を減らすということが困難であるということ、特に皆生温泉については市が観光政策上の配慮として、一般会計の繰出しを行なっていることを踏まえて、公衆浴場汚水と同じく、一般汚水と同様の改定率を適用した同じ単価とする。

以上の考え方を踏まえ、使用料水準及び体系については、現行の使用料よりも平均15%引き上げとし、基本使用料については、1,460円、超過使用料については、各水量ごとに約15%の改定を行なったものを改定後の金額とする。公衆浴場汚水と

温泉汚水についても、現行の金額から15%程度の改定額、101円とする。使用料改定の時期については、令和9年度から11年度までの3か年とする。そして令和12年度以降については、時期を逸することなく使用料改定を検討する。

資料 R7-40、R7-41 は、答申案の付属資料として添付するもの。

資料 R7-40 は使用料対象経費と財源の見込みで、審議の中で使用した資料をベースに作成したもの。令和9年度から使用料改定した場合の使用料対象経費とそれに対する財源、財源不足額の表である。下に参考として現行の使用料の場合の見込み額の表を記載している。

資料 R7-41 は使用料体系の変遷で、平成17年の市町村合併以降の改定についてまとめており、一番右の欄が今回の改定案のものになる。

議題3 米子市生活排水対策方針(改定案)の最終案について (事務局)「資料 R7-42、R7-43、R7-44、R7-45」参照

次のとおり報告等を行った。

○第3回下水道事業運営審議会(令和7年11月13日)では、本方針の草案(以下「改定案(草案)」)を説明し、その後、上下水道局でさらに精査し、本方針の改定案を作成し、令和7年12月議会(都市経済委員会)にて中間報告を行った。

○中間報告後、パブリックコメント(令和7年12月24日～令和8年1月23日)を実施し、3件の意見・質問があり、それを踏まえ、本方針の改定案(最終)「以下、改定(最終)」を作成した。

○今回の下水道事業運営審議会にて、以下のとおり改定案(最終)について、主に改定案(草案)との変更点などの説明を行った。

・改定案(草案)と改定案(最終)との変更箇所について、改定案(草案)と改定案(最終)との変更箇所のうち、主な26項目を列記した「資料 R7-42」をもとに、さらに主要なものを抽出し、「資料 R7-44」(改定案(最終))や「R7-43」(パブリックコメントの結果)と照らし合わせながら、変更箇所の説明を行った。

○概要版について

・本方針を体系的にとりまとめ、見やすくするため、「資料 R7-45」のとおり概要版を作成。また概要版(P3)について、今後の生活排水対策方針にかかる基本的な考え方や各生活排水処理施設の方針にかかる補足説明を行った。

○今後の予定

- ・令和8年3月議会(都市経済委員会)にて改定案(最終)の報告
- ・令和7年度内(3月末)で改定及び公表

2 質疑応答

[議題1 第5回米子市下水道事業運営審議会の議事概要について]

…質疑なし…

…異議なし…

[議題2 答申案について]

(委員)

答申案 P2 3 附帯意見 5 項目を再説明願う。

(事務局)

使用料の改定はやむを得ないとの結論をいただいたうえで、附帯意見として経営の合理化・効率化などの一層の経営改善に向けての要望として 5 項目にまとめたものである。

(1)水洗化率向上の努力

・戸別訪問により下水接続干渉を行い、水洗化率を向上させ収益の確保につなげるもの。

(2)経営の合理化・効率化に向けた取組の強化

・収入については、使用料において徴収率向上に努め、建設改良事業において国費の確保に努め、収入の安定を図るもの。

・支出については、統廃合を含めた施設のあり方の検討や業務の実施体制の見直しなど、経営の合理化・効率化に向けた取組を更に推進するもの。

(3)中長期の投資財政見通しを踏まえた計画的な事業運営

・令和 9 年度以降については、公共下水道の新規整備は縮小する方針だが、今後の施設老朽化対策などにより投資が増える見込みとなっている。機能集約などの効果的な改築・更新を行うことで投資額の抑制に努め、財政負担とのバランスを取りながら投資計画を立てて行くもの。

・財政見直しについては、毎年度で精査したうえ、今後の使用料のあり方の検討資料となるもの。

(4)広報活動の充実

・下水道事業は、独立採算制の原則により運営しているため、健全経営化のために使用者負担となる汚水処理費については、使用者の理解、協力が必要である。雨水処理については、一般会計から繰り入れをしているため、使用者以外の市民の皆さんの理解、協力が不可欠である。このため、広報誌、出前授業等の広報活動を充実に努め下水事業への理解を深めてもらうもの。

(5)今後の課題への対応

- ・人口減少に伴う使用料収入の減少、人員・技術不足への対応、技術継承の推進、施設の老朽化や災害の対策など数多くの課題がある中、広域化・共同化や官民連携、新技術の導入のその有効性を検証したうえで積極的に取り入れ、組織の強化を図り、人材の育成に努めるもの。

…異議なし…

[議題 3 米子市生活排水対策方針について]

(委員)

資料 R7-45 米子市生活対策方針(案)【概要版】において P1 改定の経緯②での「使用者」と P2 各生活排水処理施設における今後の方針 合併処理浄化槽③での「管理者」との違いを伺う。

(事務局)

法令に「管理者」との記述があり、「管理者」に対して指導・啓発し最終的には罰則の対象となっている。法令に基づくものには「管理者」と表現し、内容によってわかり易いように一般的には「使用者」と表現し使い分けている。

…異議なし…

3 その他(事務連絡)

(事務局)

本日ご審議いただいた答申案は、3月16日(月)に下水道事業運営審議会を代表して会長より米子市上下水道事業管理者に答申していただく。